

介護分野の訓練に係る特例について（R4年度までの時限措置）

1 目的

介護分野の事業所における職場見学，職場体験，職場実習を訓練カリキュラムに盛り込んだ職業訓練コースを実施することにより，コロナ禍の影響を受けた離職者の再就職及び人材不足が顕著な介護分野における人材確保を促進することを目的とする。

2 職場見学等の実施

- ① カリキュラムの中に職場見学，職場体験，職場実習のいずれかを盛り込むこと。（職場講話のみは不可）
- ② 職場見学等の受入先は，特別養護老人ホーム，グループホーム，デイサービス，ショートステイ訪問介護，障害福祉施設などの中から訓練生の就業ニーズを踏まえて選定し，訓練生それぞれについて2か所以上の施設における職場見学等を実施すること。
- ③ 職場見学等の実施時間は，訓練設定時間のうち6時間以上とする。
- ④ 職場見学については，オンライン（同時双方向型）で行うことも認めるが，実施方法について事前に委託元の高等技術専門校と協議すること。

3 職場見学等実施の手順について

- ① 職場見学等実施計画書（別紙21）を企画書と一緒に提出する。
- ② 職場見学等終了後，職場見学等実施報告書（別紙22-1），職場見学等実施報告書受入先事業所確認票（別紙22-2），職場見学等実施報告書受講者確認票（別紙22-3）を提出する。
- ③ 書類審査を経て訓練終了後に職場見学等推進費として支払いを行う。

4 職場見学等推進費について

上記2の職場見学の実施を行った委託先については，「職場見学等推進費」を支払う。
職場見学等推進費は，以下の算定方法で算出する「職場見学等実施率」が80%以上である場合に支払うこととし，単価は訓練生1人1月当たり10,000円（外税）とする。ただし1月あたりの訓練設定時間が100時間未満のものにあつては，訓練設定時間の割合で按分する。

<職場見学等実施率> 80%以上が支払う条件

職場見学等実施率 = $(b + c) \div (a + c - d)$ ※小数点以下切り捨て

a：修了者

b：修了者のうち2カ所以上職場見学等に出席した者

c：中途退校者のうち2カ所以上職場見学等に出席した者

d：修了者のうちやむを得ない理由により2カ所以上職場見学等に出席できなかった者

<職場見学等推進費の支払額>

受講者数×10,000円×訓練月数

※ 職場見学等推進費については、訓練終了後に支払うこととする。